

第二十八回

大津町農業委員会

令和七年十月十日

第28回大津町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年10月10日（金） 9：30から10：20

2. 場 所 大津町役場 3階 会議室302AB

3. 出席農業委員（10人）

2番 東一夫	3番 西村千香	4番 藤本勝昭
6番 宮崎恵美	7番 府内公生	8番 岩本勝
9番 今村太	10番 大村礼美	11番 荒木博文
12番 津田恵美		

出席農地利用最適化農業委員（5人）

7番 鍋島定照	9番 石原龍二	12番 野村哲也
13番 池田直美	17番 本田喜代治	

4. 欠席農業委員（2人） 1番 古庄廣継 5番 宮崎京子
欠席推進委員（2人） 6番 吉山一豊 16番 松永富幸

5. 議事日程

日程第1	開会
日程第2	議事録署名委員の指名
日程第3	会期の決定について
日程第4	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第6	議案第3号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請について
日程第7	議案第4号 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項による農用地利用集積等促進計画（利用権）の意見について
日程第8	議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について
日程第9	報告第1号 農地法第5条の規定による許可不要転用届について
日程第10	議案第6号 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 齊藤孝浩 事務局次長 府内優也 事務局堀江大成

7. 会議の概要 別紙のとおり

【令和7年10月10日 第28回定例総会議事録 別紙】

- 事務局 定刻前ですが皆さんお揃いですので、定例総会を始めてよろしいでしょうか。
それでは、荒木職務代理者から開会の宣言をお願いいたします。
- 職務代理 ご起立をお願いします。みなさん「おはようございます」。着席をお願いします。只今から令和7年10月、第28回定例総会を開会いたします。
- 事務局 日程第1、開会、開会に当たり、津田会長よりご挨拶をお願いいたします。
- 会長 挨拶あり
- 事務局 ありがとうございました。
続きまして、会議の成立ですが、本日は、農業委員過半委員が出席されておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。
次に議長選出ですが、議事進行につきましては、会長にお願いします。
- 会長 それでは、議長ということですので議事を進めさせていただきます。
日程第2、議事録署名委員の指名です。4番 藤本 勝昭委員と
5番 宮崎 京子委員にお願いします。
- 日程第3、会期の決定についてです。お諮りします。10月の第28回定例総会は、本日1日を持って終了としたいと思いますが、ご意見はございませんか。
- 賛成の方は、挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成と認めます。10月の第28回定例総会は
本日1日をもって終了とします。
- 議案審議に入ります。日程第4、議案第1号を上程いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは議案第1号、農地法第3条に係る申請についてご説明いたします。議案書は1Pをお願いします。
農地法3条では、調査書に記載した各項目に該当する場合、いわゆる農業者の要件を満たさない場合は許可できないとなっております。
定例総会において、調査書の第2項第1号から第6号により判断しております

す。

3条の1、調査書は1P、申請地見取図は1P～2Pをお願いいたします。

申請地は大字陣内地内にある農地1筆です。

申請理由は、売買による所有権の移転です。大豆の栽培を予定されており、周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。

調査書記載のとおり1号から6号まで該当する項目はないと思われます。

以上、事務局の説明を終わります。

会長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、陣内地区ですので、藤本委員から説明をお願いします。

藤本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字陣内地内の農地です。

申請の内容は、陣内地内の畠1筆、 719m^2 について売買による所有権の移転を行うものです。

譲受人は農家です。今回、譲渡人と譲受人双方で売買の話がまとまりました。申請に至りました。農業機械等はトラクターなどを所有しています。労働力、営農技術も問題ないと思われます。

現地調査後的小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。ご審議のほどよろしくお願いします。

会長 担当農業委員の説明が終わりました。

陣内地区担当は吉山推進委員ですが本日欠席です。事務局で何か意見は預かっていますか。

事務局 吉山委員より「特に意見はありません」と連絡がっております。

会長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

3条の1、売買による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして、3条の2について事務局の説明を求めます。

事務局 3条の2、調査書は2P、申請地見取図は3P～4Pをお願いいたします。
申請地は大字平川地内にある農地1筆です。
申請理由は、売買による所有権の移転です。大麦若葉の栽培を予定されており、周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。
調査書記載のとおり1号から6号まで該当する項目はないと思われます。
以上、事務局の説明を終わります。

会長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、平川地区ですので、府内委員から説明をお願いします。

府内委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字平川地内の農地です。
申請の内容は、平川地内の畠1筆、2, 625m²について売買による所有権の移転を行うものです。
譲受人は農業法人です。今回、譲渡人と譲受人双方で売買の話がまとまりましたため申請に至りました。農業機械等は所有するトラクターなどを使用することとなっています。労働力、営農技術も問題ないと思われます。
現地調査後的小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくお願ひします。

会長 担当農業委員の説明が終わりました。
平川地区担当は池田推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 何もありません。

会長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。
(質問・異議なし)
許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成と認めます。

3条の2、売買による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして、3条の3について事務局の説明を求めます。

事務局 3条の3、調査書は3P、申請地見取図は5P～7Pをお願いいたします。
申請地は大字平川地内にある農地9筆です。
申請理由は、生前贈与による所有権の移転です。引き続き甘藷の栽培を予定されており、周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。
調査書記載のとおり1号から6号まで該当する項目はないと思われます。
以上、事務局の説明を終わります。

会長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、平川地区ですので、府内委員から説明をお願いします。

府内委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字平川地内の農地です。
申請の内容は、平川地内の畠9筆、19, 719m²について生前贈与による所有権の移転を行うものです。
譲受人は農家です。譲渡人と譲受人は親子であり、今回、贈与の話がまとまりため申請に至りました。農業機械等は所有するトラクターなどを使用することとなっています。労働力、営農技術も問題ないと思われます。
現地調査後の小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくお願ひします。

会長 担当農業委員の説明が終わりました。
平川地区担当は野村推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 問題ないと思われます。

会長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。
(質問・異議なし)
許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成と認めます。

3条の3、生前贈与による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして、3条の4について事務局の説明を求めます。

事務局 3条の4、調査書は4P、申請地見取図は9P～10Pをお願いいたします。
申請地は大字室地内にある農地2筆です。
申請理由は、生前贈与による所有権の移転です。水稻の栽培を予定されており、
周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。
調査書記載のとおり1号から6号まで該当する項目はないと思われます。
以上、事務局の説明を終わります。

会長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、室地区ですので、
岩本委員から説明をお願いします。

岩本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字室地内の農地です。
申請の内容は、室地内の田2筆、2, 972m²について生前贈与による
所有権の移転を行うものです。
譲受人は農家です。譲渡人と譲受人は親子であり、今回、贈与の話がまとまつ
たため申請に至りました。農業機械等は所有するトラクターなどを使用するこ
ととなっています。労働力、営農技術も問題ないと思われます。
現地調査後的小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくお願いします。

会長 担当農業委員の説明が終わりました。
室地区担当は石原推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませ
んか。

委員意見 特に問題ないと思われます。

事務局 石原委員より「特に意見はありません」と連絡が跟っておりま

会長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、
ご質問等はありませんか。
(質問・異議なし)

許可相當に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

3条の4、生前贈与による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして、3条の5について事務局の説明を求めます。

事務局 3条の5、調査書は5P、申請地見取図は11P～12Pをお願いいたします。
申請地は大字杉水地内にある農地3筆です。
申請理由は、売買による所有権の移転です。小松菜の栽培を予定されており、
周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。
調査書記載のとおり1号から6号まで該当する項目はないと思われます。
以上、事務局の説明を終わります。

会長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、杉水地区ですので、
私から説明をします。

津田委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字杉水地内の農地です。
申請の内容は、杉水地内の畠3筆、7, 994m²について売買による
所有権の移転を行うものです。
譲受人は農家です。今回、譲渡人と譲受人双方で売買の話がまとまりたため
申請に至りました。農業機械等は所有するトラクターなどを使用することとな
っています。労働力、営農技術も問題ないと思われます。
現地調査後的小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくお願ひします。

会長 担当農業委員の説明が終わりました。
杉水地区担当は松永推進委員ですが本日欠席です。事務局で何か意見は預か
っていますか。

事務局 松永委員より「特に意見はありません」と連絡が跟っておりまます。

会長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、
ご質問等はありませんか。

岩本委員 謙受人がここまで通って農業するということですが、耕作放棄地になってしまわないか恐れています。

事務局 本申請は、行政書士を通して提出されております。行政書士に対して、農業委員がそのような心配をされている、ということを伝えうえで、謙受人にはしっかり耕作するよう伝えていただくようにしております。万が一、農地が荒れていのを確認した場合は、事務局までご報告いただければ対応していきます。

会長 他にご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相當に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

3条の5、売買による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして日程第5、議案第2号を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第2号、農地法第5条に係る申請についてご説明いたします。議案書は2Pをお願いいたします。今回3件の申請がなされております。
5条の1 意見書(案)は6P、申請地見取図は13P~14Pをお願いいたします。

申請地は大字杉水地内の農地です。

1の転用目的は貸事務所への転用で、所有権の移転です。

農地の区分は、他の農地区分に該当しない、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地となっていることから「第2種農地」で、代替地の検討もされていることから転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、杉水地区ですので私から説明をします。

津田委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は、大字杉水地内で、護川小学校の南約300mの所に位置する農地で

す。

申請内容は貸事務所です。

申請者が、近年企業進出が活発な杉水地区内で、交通の利便性が良く、事務所利用に適した土地を選定したところ、申請地が条件に合致したため、今回の申請となりました。

申請地が貸事務所になることによって農地の分断は生じず、隣接地に農地はないため日照、通風等への影響も問題ないと思われます。

現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

会長 農業委員の説明が終わりました。

杉水地区担当は本田推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特に意見はございません。

事務局 本田委員より「特に意見はありません」と連絡が跟っております。

会長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

大村委員 道路にも手を加えられる予定ですか。

事務局 国道側から出入りするためのスロープを付けることとなっています。

会長 許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の1 貸事務所への転用で所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の2については、事業計画の変更1と同時申請となっておりますので、事業計画の変更1の時に一括して審議します。

続きまして、5条の3について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の3 意見書（案）は8P、申請地見取図は17P～18Pをお願いいたします。

申請地は大字陣内地内の農地です。

1の転用目的は個人住宅への転用で、所有権の移転です。

農地の区分は、水管、下水道管が埋設してある沿道申請地の、概ね500m以内に2つ以上の公共施設があることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、陣内地区ですので藤本委員から説明をお願いします。

藤本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字陣内地内で、大津高校から南に約300mに位置する農地です。

申請者が、自宅で仕事ができるようになり、家族も増えたので土地を探していたところ、立地条件がよい本申請地を親族から紹介されたことから今回の申請となりました。

周辺は宅地化が進んでおり、農地および農地の分断はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後的小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくお願いします。

会長 担当農業委員の説明が終わりました。

陣内地区担当は鍋島推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特になりません。

会長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

（質問・異議なし）

許可相当に賛成の農業委員は、拳手をお願いします。

（全員拳手）

全員賛成と認めます。

5条の3、個人住宅への転用で所有権の移転については、原案のとおり可決と

し、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして日程第6、議案第3号について上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による事業計画の変更についてご説明いたします。

議案書は3Pをお願いいたします。今回1件の申請がなされております。

事業計画変更の1、こちらは5条の2と関連の案件になります。

意見書（案）は7P及び9P、申請地見取図は15P～16P及び19P～20Pをお願いいたします。

申請地は大字森地内の農地です。

農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある第2種低層住居専用地域及び第1種住居地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。

申請地は、令和7年4月25日付で共同住宅用宅地造成への転用が許可されました。所有権移転後、建築資材の高騰により事業採算性の確保が困難になったことや、入居需要の減少が見込まれることから計画を見直す必要があり、未着工となっていました。事業承継者が宅地分譲を計画し、今回事業計画の変更申請が提出されています。

以上、事務局の説明を終わります。

会長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、森地区ですので藤本委員から説明をお願いします。

藤本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は、大字森地内で、スポーツの森から北西約700mに位置する農地です。

申請の内容は、急激な建築資材の高騰により着工ができなくなった本申請地について、転用事業者と事業内容を変更することから、今回の申請となりました。

周辺は宅地化が進んでおり、農地および農地の分断はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくお願いします。

会長 担当農業委員の説明が終わりました。

森地区担当は吉山推進委員ですが本日欠席です。事務局で何か意見は預かっていますか。

事務局 吉山委員より「特に意見はありません」と連絡がついております。

会長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、許可相当の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

大村委員 土地購入費については間違いないですか。

事務局 資料を確認しましたが、間違いありません。

会長 他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相當に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

農地法第5条の規定による事業計画変更の1については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

併せて、関連案件であります5条の2について、委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相當に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の2、宅地分譲への転用で所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして日程第7、議案第4号について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局 国の法改正に伴い、令和7年4月から「農業経営基盤強化促進法」に基づく相対での利用権設定が廃止となり、「農地中間管理事業推進法」による利用権設定

に統合・1本化されます。

これに先駆けて、昨年11月から議案の記載方法を変更しております。

令和7年4月以降は、基盤強化法による利用権設定も、基盤強化法による所有権移転も、中間管理事業推進法による貸し借り及び売買(公社売買)となります。

それでは、議案第4号についてご説明いたします。

議案書は4P～8Pとなります。

議案第4号 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項による農用地利用集積等促進計画(利用権設定)の意見についてご説明申し上げます。

今月の申請は14件で、全て一括方式となり、申出書面積の合計は68,482m²(約6町8反)です。

貸人、転貸人、借人、経営面積、利用権を設定する農地等につきましては議案書に記載のとおりです。

審議の結果、今回の計画(案)が決定された場合は農地中間管理事業推進法第18条第11項の規定の基づき、中間管理機構に正式な計画書を作成するよう要請書を提出することになります。

今回の計画(案)は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第1号で規定する基本方針及び農地中間管理機構事業規定に適合し、設定を受けた者は同法同項2号で定める農地全てを効率的に耕作し、農作業にも常時従事すると認められると判断されます。

以上、事務局の説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

時間を設けますので、内容の確認をお願い致します。

(2～3分程)

よろしいでしょうか。それでは審議に入ります。

農用地利用集積等促進計画(案)についてご意見・ご質問等はございませんか。

大村委員 貸借期間について原則10年間であると把握していますが、そうでない案件もあります。何か理由があるのでしょうか。

事務局 それぞれの事情により、期間を短くしていることもあります。合意解約を提出いただければ、10年間の貸借期間内でも途中で終了できることは説明しております。

会長 他にご意見・ご質問等はございませんか。

(意見・質問なし)

それでは、農地中間管理機構の農用地利用集積等促進計画（案）について、これを決定し、計画書作成を要請することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

議案第4号 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項による農用地利用集積等促進計画（利用権設定）については、これを決定し、中間管理機構へ計画書作成を要請することとします。

続きまして日程第8、議案第5号について上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第5号 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項による農用地利用集積等促進計画（所有権移転）の意見についてご説明申し上げます。議案書は9P～10Pとなります。

令和7年4月以降の売買に伴う所有権移転については、中間管理事業推進法による売買事業となります。

抵当権等の整理・代金支払い・登記事務など農業者が安心して所有権の移転ができるここと、また、農地集積を図るために県内唯一の公的機関であり、大津町も含めた県内の自治体が出資している団体である「財団法人熊本県農業公社」が、旧農業経営基盤強化促進法に基づき農地中間管理機構の事業の特例として実施する「農地売買等事業」を活用し実施しています。

農振農用地区域内の農地が対象です。

今月の所有権移転申出書・計画書の件数は6件です。

譲渡人、譲受人、所有権を移転する農用地、所有権移転内容につきましては議案書に記載のとおりです。

申出書面積の合計は、23,427m²、対価の合計は17,052,564円です。

番号2に関しては、農業公社から譲受人への売り渡し、それ以外は譲渡人の規模縮小に伴い、農業公社が買い入れる計画です。

以上、事務局の説明を終わります。

会長

事務局の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

農用地利用集積等促進計画（案）の所有権移転についてご意見・ご質問等はございませんか。

（意見・質問なし）

それでは、大津町長が定めた農用地利用集積等促進計画の所有権移転について、これを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成と認めます。

議案第5号 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条による農用地利用集積等促進計画（所有権移転）については、原案どおり承認・決定とし公益財団法人熊本県農業公社へ農用地利用集積等促進計画の策定を要請します。

続きまして日程第9 報告第1号を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 報告第1号 農地法第5条の規定による許可不要届出についてご説明申し上げます。議案書の11P～12Pをお願いします。

申請者・転用しようとする土地の所在につきましては、議案書に記載のとおりでございます。届出の内容は、農地法第5条第1項第7号の規定により、電気事業者が電線張替え工事のため、農地の一部を車両通行用の道路及び作業場として一時転用するものです。

以上の場合、「農地法」及び「農地法施行規則」の規定により、許可は不要となります。

以上、ご報告いたします。

会長 事務局の説明が終わりました。

報告第1号についてご意見・ご質問等はございませんか。

（意見・質問なし）

続きまして日程第10 議案第6号を上程いたします。

その他について事務局から審議案件はありますか。

事務局 （事務局次長が資料を説明）

お手元に配布しております「R7.10.10 総会時 委員配布資料」をご覧ください。

- 11月の現地調査及び小委員会予定について
(R7.11.4(火) 午前9時00分～ 2階 町民協同ルーム)

- ・ 11月の定例総会予定について
(R 7.11.10(月) 午前9時30分～ 3階 会議室302AB)
- ・ 今後の研修会参加について
- ・ 毎月の【農業委員会活動記録簿】の提出について（お願い）

会長 他にございませんか。何もなければ、本日、農業委員会に付託してありました議事日程につきましては、すべて終了しました。最後に閉会を、荒木職務代理者にお願いします。

職務代理 これをもちまして、令和7年10月の第28回農業委員会定例総会を終了いたします。大変お疲れ様でした。

令和7年10月10日

本日の審議は、上記のとおり相違ないことを証明いたします。

議長 伊東虎一

議事録署名委員 藤本勝也

議事録署名委員 宮崎京子